二　当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について情報・研修館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ　評定及び当該評定を付した理由
ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　情報・研修館は、前項に規定する報告書を経済産業大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第六条及び第七条を削る。

第八条を第六条とし、第九条を第七条とし、第九条の二を第八条とし、第九条の三を第九条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十条の二　情報・研修館に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　情報・研修館に関する基礎的な情報
イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の情報・研修館の概要
ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに情報・研修館への出向者の数
二　財務諸表の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　予算及び決算の概要
ハ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（情報・研修館を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第十一条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改める。

第十三条中「第五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第十三条　情報・研修館に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として主務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として主務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第十四条　情報・研修館に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして主務大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書に係る経過措置）

第二条　改正法附則第八条第一項の規定により、改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項の中期目標が、主務大臣が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号。次条において「新省令」という。）第五条の規定の適用については、同条の表中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）による改正前の通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「改正法による改正前の通則法第二十九条第二項第二号から第五号」と読み替える。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条　新省令第十条の二第三項の規定は、改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○経済産業省令第四十号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項及び第四項、第三十九条第一項、第五十条の六第一号及び第二号、並びに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号。以下「機構法」という。）第十一条第五項の規定に基づき、並びに改正法及び機構法その他の関係法令を実施するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令